

# 福島県療育手帳制度事務取扱要領

## 第1 趣旨

この要領は、福島県療育手帳制度要綱（以下「要綱」という。）に定めがあるもののほか、療育手帳（以下「手帳」という。）の申請、交付等に関する事項について定めるものとする。

## 第2 手帳の申請

- 1 手帳の交付を受けようとする者、その保護者（親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障がい者を現に監護する者を言う。ただし、里親に委託され、又は児童福祉施設等に入所した児童については、保護者の同意を得た当該里親又は児童福祉施設等の長とする。以下「申請者」という。）は、療育手帳交付等申請（届出）書（様式第1号。以下「申請（届出）書」という。）に次の規格の写真を添付し、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載のうえ、知的障がい者の居住地（援護地）を管轄する福祉事務所長又は町村長（以下「所長等」という。）に対し申請（届出）するものとする。

### ・写真 1枚

（注1）無帽・上半身、縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの。ただし、申請者の申出により、福島県障がい者総合福祉センター所長（以下「センター所長」という。）が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。

（注2）写真の裏に、氏名、生年月日及び市町村名を記入すること。

- 2 所長等は、前項による申請があった場合、次の（1）から（3）のとおり行った上で、必要書類が整った後に収受するものとする。

- （1）本人の氏名については、住民基本台帳上の本名を申請（届出）書の氏名欄に記載するものとする。

ただし、申請者が通名併記を希望する場合は、所長等において住民票上に通名があることを確認した場合に限り、申請（届出）書の通名欄に通名を記載して提出できるものとする。

(2) 個人番号の確認については、申請者から次の①から③のいずれかの書類の提示を受け、番号法第16条に定めのある「本人確認」を行う。

申請者が「本人確認」に使用する書類を提示できない場合、あるいは、申請（届出）書に個人番号の記載がない場合、所長等において番号法その他関係法令等の規定により、個人番号を確認して記載するものとする。

① 番号法に規定する個人番号カード

② 通知カード（あるいは番号法その他関係法令等の規定に基づく個人番号の確認ができる書類）、及び、番号法その他関係法令等の規定に基づく本人の身元確認ができる書類

③ 申請者が本人の代理人である場合、番号法その他関係法令等の規定に基づき、次のアからウの全ての書類

ア 代理権が確認できる書類

イ 代理人の身元確認ができる書類

ウ 本人の個人番号の確認ができる書類

(3) (2) を行った際、申請（届出）書の「〔受付市町村記入〕個人番号及び身元確認書類確認済み□」欄の□に、レ点を入れる。

3 所長等は、前項による収受を行った後、18歳未満の者については管轄の福島県児童相談所長（以下「相談所長」という。）に、それ以外の者についてはセンター所長に進達するものとする。ただし、申請（届出）書等に不備があった場合、相談所長及びセンター所長は、申請（届出）書等を所長等に差し戻すものとする。

なお、18歳未満の者のうち、特別児童扶養手当、障害児福祉手当を申請、又は受給決定を受けている者で、そのいずれかの認定の際に使用した1年以内の診断書（以下「診断書」という。）がある場合は、最新の診断書又は認定通知書（受給決定を受けている場合）の写し1通を添付するものとする。

また、18歳以上の者（ただし、50才以上で新規に手帳交付を受けようとする者は除く）のうち、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、障害基礎年金又は特別障害者手当の受給決定を受けている者で、そのいずれかの認定の際に使用した1年以内の診断書がある場合は、最新の診断書又は認定通知書等の写し1通を添付するものとする。

4 相談所長は、前項による進達があったときは、速やかに診断書等により障がい程度の確認を行い、センター所長に副申するものとする。

- 5 相談所長又はセンター所長は、前項3による進達を受けた診断書等により障がい程度の確認ができないときは、判定を行うものとする。

### 第3 手帳の交付

- 1 センター所長は、第2の3による進達又は第2の4による副申を受けたときは、速やかに手帳の交付の可否の決定を行う。
- 2 センター所長は、手帳の交付を決定したときは、次の各号に留意のうえ手帳を作成するものとする。

(1) 手帳に必要事項を記載のうえ、手帳1ページに写真を貼付して、「福島県」の刻印及び福島県印を押印するものとする。

(2) 手帳には、記号及び番号を付するものとする。

(3) 旅客鉄道株式会社旅客運賃割引の種別は、次により記入する。

ア 障がい程度がAの者・・・「第一種」

イ 障がい程度がBの者・・・「第二種」

- 3 センター所長は、前項1による決定を行ったときは、療育手帳交付決定通知書（様式第2号）及び手帳、又は、療育手帳不交付決定通知書（様式第3号）を、所長等を経由して申請者に交付するものとする。

- 4 所長等、相談所長及びセンター所長は、申請者に係る第6に規定する台帳等を作成するものとする（次項及び第5の場合において同じ）。

- 5 他都道府県等からの転入の特例措置

(1) 他都道府県等から既に手帳の交付を受けた者又はその保護者が本県に住所を移し、本県の手帳を申請しようとするときは、第2及び第3の規定を準用するものとする。

(2) 申請者は、前号を希望する場合、第2の1の規定により、所長等に県外より転入に係る申請（届出）書に申出書（様式第4号）を添付し、申請するものとする。その際、現有する旧住所地の都道府県等が交付した手帳を添付するものとする。

(3) 所長等は、前号の申請を受けた場合、第2の2により処理するとともに、手帳の内容を訂正し、所長等印を押印のうえ、申請者に手帳を返付するものとする。

さらに、第2の1の規定による申請（届出）書、写真に、申出書（様式第4号）、旧住所地の都道府県等が交付した手帳の写し1通を添えて、センター所長に進達するものとする。

(4) センター所長は、所長等からの進達があったときは、本県の手帳に他の都道府県等の手帳に記載された障がい程度を転記したものを交付できるものとする。

この際、「判定の記録」の欄は、次のように記載する。

ア 障がいの程度・・・他の都道府県等の手帳に記載のとおりとする。なお、本県と表記方法が異なる場合には、別表をもとに、「A」又は「B」に分類して記載する。

イ 合併障がい・・・他の都道府県等の手帳に記載のとおりとする。

ウ 判定年月日・・・他の都道府県等の手帳に記載のとおりとする。

エ 次の判定年月・・・「本県手帳交付時より1年以内」とする。

オ 判定機関・・・他の都道府県等の手帳に記載のとおりとする。

(5) 所長等は、市町村窓口において旧住所地の他都道府県等が交付した手帳と交換の上、本県の手帳を交付するものとする。

(6) 他都道府県等から既に手帳の交付を受けた者から、手帳を継続使用したい旨の希望がある場合には、手帳の継続使用を認めることとする。

(7) 申請者は、前号を希望する場合、第2の1の規定により、所長等に県外より転入に係る申請（届出）書に他都道府県等交付療育手帳の継続使用届出書（様式第5号）を添付し、申請するものとする。その際、現有する旧住所地の都道府県等が交付した手帳を添付するものとする。なお、新たな写真の添付は要しないものとする。

(8) 所長等は、前号の提出を受けたときは、第2の2により処理するとともに、手帳の内容を訂正し、所長等印を押印のうえ手帳を返付するものとする。

さらに、第2の1の規定による申請（届出）書に、他都道府県等交付療育手帳の継続使用届出書（様式第5号）及び旧住所地の都道府県等が交付した手帳の写し1通を添えて、センター所長に進達するものとする。

(9) 前号により、他都道府県等が交付した手帳を継続使用する者は、本県への転入日から1年以内に第2の1の規定により本県手帳の申請を行

うものとする。センター所長及び相談所長は、第2及び第3の規定により申請（届出）書进行处理するものとする。

(10) センター所長は、本県手帳を交付した場合及び継続使用の申請を受付した場合、旧手帳の交付機関にその旨を通知するものとする。

#### 第4 各種割引措置に関する取扱い

##### 1 有料道路通行料金割引

有料道路通行料金割引の適用の記載を希望する者に対しては、所長等は平成15年11月6日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づき記載できるものとする。

#### 第5 手帳交付後の手続

##### 1 障がいの程度の確認

(1) 手帳に次期判定年月を指定されたとき、申請者は指定された年月までに、第2の1の規定により、所長等に程度確認の申請（届出）書を提出するものとする。

(2) 所長等は、前号の提出を受けたときは、第2の2及び第2の3の規定により、相談所長又はセンター所長に進達するものとする。

なお、18歳以上の者で次の表の左にある①から③のいずれかに該当する者で、①から③の認定の際に使用した右に記載のある1年以内の診断書等がある場合は、①から③に記載のある文書等を添付するものとする。

①	ア 特別児童扶養手当 イ 障害児福祉手当 ウ 障害基礎年金 エ 特別障害者手当の受給決定を受けている者	最新の診断書及び 認定通知書等の写し各1通
②	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けている者	最新の診断書及び 精神障害者保健福祉手帳の 写し各1通
③	障害支援区分認定を受けている者	最新の医師意見書及び 認定通知書の写し各1通

(3) 相談所長は、前項による進達があったときは、第2の4及び第2の5の規定により障がい程度の確認を行い、センター所長に副申すものとする。センター所長は、前項による進達があったときは、第2の5または第3の1の規定により障がい程度確認を行うものとする。

(4) センター所長は判定した結果に基づき、療育手帳障がい程度確認通知書(様式第6号又は第7号)を、所長等を経由して申請者に交付するものとする。

その際、引き続き手帳の交付対象に該当する場合は、手帳も交付するものとする。

(5) 所長等は、市町村窓口において従前の手帳と交換の上、本県の手帳を交付するものとする。なお、この場合、旧手帳の返還に係る申請(届出)書は不要とする。

申請者は申請に係る手帳が交付されるまでの間、従前の手帳を使用することができるものとする。

また、障がい程度が非該当となった場合、所長等は従前の手帳を回収し、返還に係る申請(届出)書を添えて、センター所長に送付するものとする。

## 2 記載事項の変更の届出

(1) 申請者は、手帳の記載事項に変更が生じたとき、速やかに、第2の1の規定により、所長等に記載事項の変更に係る申請(届出)書を提出するものとする。その際、現有する手帳を添付するものとする。

なお、新たな写真の添付は要しないものとする。

(2) 所長等は、前号の提出を受けたときは、第2の2により処理するとともに、手帳の内容を訂正し、所長等印を押印のうえ、返付するものとする。

さらに、申請(届出)書に変更内容を付記した上で、記載事項変更後の手帳の写し1通を添えて、センター所長に進達するものとする。

(3) センター所長は、前号による進達が、県内の他の市町村に住所を移した場合であるときは、旧住所地を管轄する所長等にその旨を通知するものとする。

## 3 手帳の再交付

(1) 手帳の再交付を受けようとするとき、申請者は第2の1の規定により、

所長等に再交付に係る申請（届出）書及び写真を提出するものとする。  
その際、手帳の紛失を理由とする場合を除き、当該手帳の写しを添付するものとする。

(2) 所長等は、前号の提出を受けたときは、第2の2の規定により処理するとともに、センター所長に進達するものとする。

(3) センター所長は、療育手帳再交付決定通知書（様式第8号）及び手帳を、所長等を経由して申請者に交付するものとする。

(4) 所長等は、手帳の紛失を理由とする再交付の場合を除き、市町村窓口において従前の手帳と交換の上、本県の手帳を交付するものとする。

また、申請者は申請に係る手帳が交付されるまでの間、従前の手帳を使用することができるものとする。

#### 4 手帳の返還

##### (1) 死亡による返還

療育手帳を所持する者が死亡した場合は、所長等に返還に係る申請（届出）書を添えて、手帳を返還するものとする。

なお、所長等が、他の手続きで登録された死亡情報により、死亡の事実を確認した場合には、職権により、任意の「死亡通知書」を提出できるものとする。

##### (2) 新手帳交付に伴う返還

程度確認申請又は手帳の紛失を理由とする場合を除く再交付申請により、新手帳が交付された場合、申請者は所長等を経由して、従前の手帳をセンター所長に返還するものとする。なお、この場合、返還に係る申請（届出）書は不要とする。

##### (3) その他の理由による返還

県外に転出し、本県手帳が不要となった場合、程度確認の結果、障がい該当しなくなった場合、その他の理由により、手帳が不要となった場合には、所長等に返還に係る申請（届出）書を添えて、手帳を返還するものとする。

#### 第6 交付台帳の作成等

センター所長、相談所長及び所長等が備える記録等は次のとおりとし、これにより事務処理の状況及び手帳所持者の状況について整理するものとする。

(1) センター所長が備えるもの

- ① 療育手帳交付台帳（様式第9号）
- ② 療育手帳交付申請等処理簿（センター用）（様式第10号）
- ③ 療育手帳交付等申請（届出）書（様式第1号）原本
- ④ 療育手帳交付等申請（届出）書（様式第1号）判定機関等用（18歳未満で児童相談所において判定を実施した場合を除く）

(2) 相談所長が備えるもの

- ① 療育手帳交付等申請（届出）書（様式第1号）判定機関等用（18歳未満で児童相談所において判定を実施した場合）
- ② 療育手帳の申請、判定、交付等に関する必要な事項を記録する児童記録表等

(3) 所長等が備えるもの

- ① 療育手帳交付等申請（届出）書（様式第1号）受付市町村用
- ② 療育手帳の各種申請及び交付に関する情報を管理する記録等

## 第7 協議

この要領に定めるもののほか手帳の申請・交付等に関することは、福島県主務課長に協議するものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正要領施行時に現存する改正前の様式については、当分の間、これを使用することができるものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正要領施行時に現存する改正前の様式については、当分の間、これを使用することができるものとする。

### 附 則

この要領は、平成27年11月5日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月3日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正要領施行時に現存する改正前の様式については当分の間これを使用することができるものとする。

附 則

1 この要領は、令和4年2月10日から施行する。

2 改正要領施行時に現存する改正前の様式については当分の間これを使用することができるものとする。

附 則

1 この要領は、令和5年2月1日から施行する。

2 改正要領施行時に現存する改正前の様式については当分の間これを使用することができるものとする。

附 則

1 この要領は、令和6年3月15日から施行する。

2 改正要領施行時に現存する改正前の様式については当分の間これを使用することができるものとする。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正要領施行時に現存する改正前の様式については当分の間これを使用することができるものとする。

別表

	福島県	他 の 都 道 府 県
障がい 程度の 表 記	A	A 1 A 2 ・ 1 度 2 度 ・ A (最重) A (重度) 等 「重度」のもの
	B	B 1 B 2 ・ 3 度 4 度 ・ B (中度) C (軽度) 等 「重度」以外のもの